

(所有者不明土地の受け皿)

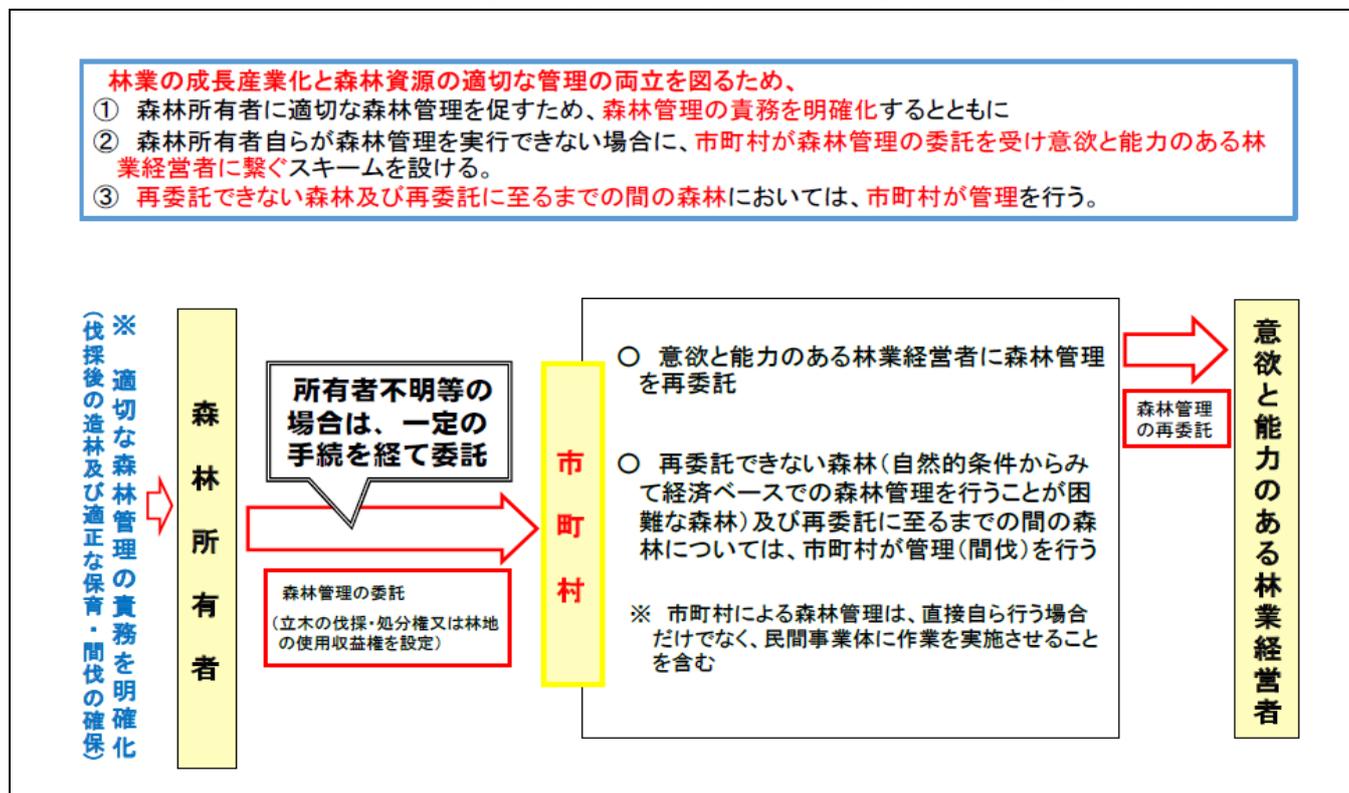
所有者不明土地問題研究会（座長：増田寛也氏。以下「研究会」という。）は、昨年12月13日に最終報告をとりまとめた。報告書には今後必要となる施策に関する提言があり、主要なものとして、放棄土地や所有者不明土地の受け皿となる新たな組織の設置が示されている。受け皿に関する具体の検討は今後の課題であるが、農林水産省（林野庁）における所有者不明土地の検討状況をみると、森林については市町村が受け皿的な役割を担うことになると考えられる。本稿では、農林水産省が昨年末に示した新たな森林管理システムについて紹介する。

(新たな森林管理システム)

昨年11月30日に農林水産省で開催された第3回相続未登記農地等の活用検討に関する意見交換会では、検討中の新たな森林管理システムとして、「森林所有者自らが森林管理を実行できない場合に、市町村が森林管理の委託を受け意欲と能力のある林業経営者に繋ぐスキームを設け」、「再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を行う」考えが示された。このシステムにおいては、所有者不明等の場合も一定の手続きを経て委託することとされている（図表1）。

図表1 新たな森林管理システム

（第3回相続未登記農地等の活用検討に関する意見交換会資料より）



(森林環境税)

このシステム上、市町村が管理（間伐）を行う経費については、森林環境税（仮称）の一部を充当することとされている。森林環境税（仮称、平成 36 年度から課税）については、森林環境譲与税（仮称、平成 31 年度から譲与）とともに、平成 30 年度税制改正の大綱に示されている（図表 2）。

図表 2 森林環境税（仮称）と森林環境譲与税（仮称）

(平成 30 年度税制改正の大綱における農林水産省関係事項(平成 29 年 12 月)より)

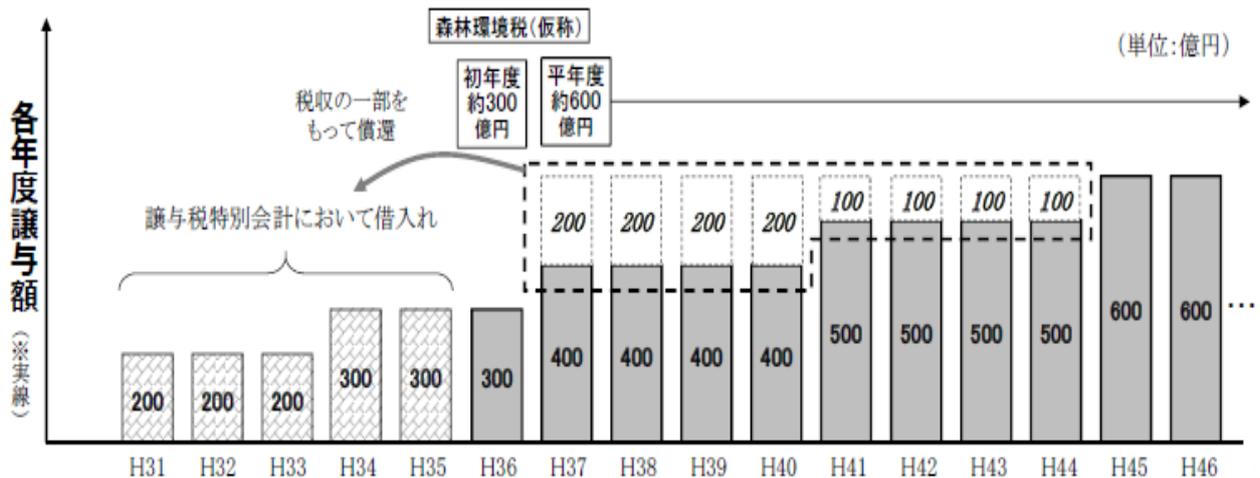
森林吸収源対策に係る地方財源を確保するため、次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設。

【森林環境税(仮称)】

- ・ 森林環境税(仮称)は、国内に住所を有する個人に対して課する国税。
- ・ 税率は、年額1,000円とし、市町村が個人住民税と併せて賦課徴収。
- ・ 市町村は都道府県を經由して国の交付税及び譲与税配付金特別会計に払い込む。
- ・ 森林環境税(仮称)は、平成36年度から課税。

【森林環境譲与税(仮称)】

- ・ 森林環境譲与税(仮称)は、森林環境税(仮称)の収入額に相当する額とし、市町村及び都道府県に対して譲与。
- ・ 市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用並びに都道府県が行う市町村による森林整備に対する支援等に関する費用に充てなければならない。
- ・ 使途等を公表しなければならない。
- ・ 森林環境譲与税(仮称)は、平成31年度から譲与。



森林環境税（仮称）は平年度約 600 億円の税収を見込んでいるが、昨年 12 月 31 日付日本経済新聞によれば、この額は、山奥など手入れが難しい私有林の面積を基準に手入れすべき私有林を年十数万 ha、間伐費用を 40~50 万円/ha として、所有者の同意取り付けや測量費などの関連経費を加えて林野庁が試算した必要額である。

（所有者不明の森林の受け皿）

研究会では、2016 年の所有者不明土地の面積を約 410 万 ha（九州本島の土地面積を上回る水準）と試算している。研究会資料に示されている地帯別の所有者不明率（宅地：14.0%、農地：18.5%、林地：25.7%）を用いて粗々に独自試算すれば、所有者不明土地全体のうち過半の面積を林地が占めていると推定できる。所有者不明の林地（森林）の対策が、所有者不明土地問題の解決において極めて重要といえよう。

所有者不明土地対策の全般に関わる大きな課題として、財政負担の在り方がある。先述のように、新たな森林管理システムにおける市町村の管理経費には、森林環境税（仮称）の一部を充当することとなり、同税の税収は平年度約 600 億円と見込まれている。一方、研究会では、所有者不明土地の経済的損失について 2016 年で約 1,800 億円/年と試算している。同損失のうち、森林関連は「林業生産が上がらない損失：3 億円」と「本来発揮されるべき公益的機能（二酸化炭素吸収、表面浸食防止、洪水緩和等）の損失：496 億円」であり、試算上、合計の約 500 億円が所有者不明の森林による損失となる。

森林環境税（仮称）「約 600 億円」と所有者不明の森林による損失「約 500 億円」は単純に比較できる数字ではないが、研究会の試算では所有者不明土地の経済的損失が今後増え続けるとされていることも併せて考えると、仮に、森林環境税（仮称）「約 600 億円」の一部を新たな森林管理システムにおける市町村の管理経費に充当することで所有者不明の森林による損失の多くが解消されるのであれば、管理経費に見合った効果が得られるシステムであると評価できる。

研究会提言における受け皿については、放棄土地や所有者不明土地の所有権の取得も視野に入れる組織とされている。他方、農林水産省が示した新たな森林管理システムにおける市町村の役割は主として管理の委託であり（注：ただし、システム上、森林の寄附を受ける場合もあるとされている）、研究会提言における受け皿とは多少性格が異なる点もあるが、少なくとも、新たな森林管理システムが導入されれば、森林については宅地等と比べて所有者不明土地対策が一層進む可能性があるのではないかと。

国土管理の観点からは、利用区分に関わらず全ての所有者不明土地に関して抜本的な対策が必要であり、新たな森林管理システムも参考に、所有者不明土地の受け皿について、そして国土管理の観点からの所有者不明土地対策について、政府等において具体的検討が一層進むことを期待したい。

（山本 健一）